



市議会第1回臨時議会 市職員 給与条例の改正などを可決・承認

庶務課
☎775-49663
☎775-9819

平成22年市議会第1回臨時議会が、11月24日に開催されました。

この議会では、市長などの特別職の職員や議員および一般職の職員に対して支給する期末・勤勉手当の額、一般職の職員に対して平成22年12月以降に支給する給料月額をそれぞれ減額するための条例の改正など4議案が審議され、全て原案どおり可決または承認されました。

平成22年度技能功労者表彰

商工課
☎777-4441
☎775-5024

平成22年11月23日、イコス上尾で「第27回上尾市技能功労者表彰式」が行われました。これは、技能功労者の社会的地位と技術水準の向上、勤労意欲を高めるために、技能の向上や後進の育成に貢献している人を表彰するものです。職種と被表彰者は次の25人の他に2人、合わせて27人です(敬称略)。

大工／森三郎、高橋孝二 左官／岩瀬三男 板金工／成田宮男、小野寺清男、小田川幸雄、青木浩一 ブロツ

ク建築工／橋本喜一 配管工／関口美津雄、小林慶勝 電気工事工／大木博敬、小林孝之、矢部進 造園職／齋藤弘治、島村勇 表具師／豊村達夫 写真師／荒井眞一 自転車組立・修理工／須田明 和服仕立職／山崎美江 美容師／石川禮子、柴山てつ子、信末悦雄 調理師／小川和夫 自動車部品組立工／小泉光一 機械旋盤工／片桐勇

寝たきりや認知症の高齢者の 障害者・特別障害者控除

高齢介護課
☎775-5126
☎776-8872

所定の基準を満たす人は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提出することで、所得税と市・県民税の障害者控除を受けることができます。

※身体障害者手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。

▼対象 次の①～④の全てに該当する人

- ①市内に住所がある
- ②認定基準日(対象年の12月31日)現在で満65歳以上
- ③寝たきりや寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしでは外出できない)、認知症(日常生活に支障を来するような症状、行

「災害時等における要援護者の 緊急受入れに関する協定」を締結

⇒市民安全課 ☎775-5140
☎775-9927

災害時などに市指定の避難所で、避難生活が困難と思われる高齢者や障害者などの要援護者が、安心して安全に避難できる環境を確保するため、市内の10社会福祉施設と、「災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定」を平成22年12月1日に締結しました。

この協定は、市内に地震、風水害その他の災害などが発生し、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、相互援助、協力について必要な事項を定めたものです。

締結した10施設は次のとおりです。

特別養護老人ホーム／あけぼの、新生ホーム、葺きの里、パストーン浅間台、しのめ、ウエルハーネス上尾 介護老人保健施設／ハーティハイム、ふれあいの郷あげお、エルサ上尾、あげお愛友の里

寝たきりの高齢者が使用する おむつ代の医療費控除

高齢介護課
☎775-5126
☎776-8872

寝たきりの高齢者が使用するおむつ代は、医療費控除の対象になります。

●初めておむつ代の医療費控除を受ける人
医師が発行する「おむつ使用証明

書」(高齢介護課へ市役所2階③番窓口)が必要

④本人または家族の扶養者で税の控除が必要

▼申し込み 直接、高齢介護課介護認定担当(市役所2階③番窓口)へ
※「障害者控除対象者認定書」は、申請から約10日後に郵送します。

動や意思疎通の困難さが多少見られる)である

書」(高齢介護課へ市役所2階③番窓口)がある)が必要です。

※「おむつ使用証明書」は、医療機関に用意してある場合があります。

●2年目以降の人

市が発行する「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」で控除の対象になります。ただし、介護保険主治医意見書の内容で、次の①②全てに該当することが条件です。確認書は申請から約10日後に郵送します。

- ①寝たきり状態である
 - ②尿失禁の可能性がある
- ※条件に該当しない場合は、医療機関で再度、「おむつ使用証明書」を取得してください。

▼申し込み 直接、高齢介護課介護認定担当へ



あなたも広報誌づくりに参加を…

まちかど特派員を募集

⇒広報課 (TEL775-4918・FAX776-8873)

市内の身近な出来事を『広報あげお』に掲載したり、地域の話題や行事などを情報提供したりする「まちかど特派員」を募集します。

▶対象 4月1日現在、市内に6カ月以上居住している20歳以上の人

▶募集人数 6人(選考)

▶内容

①『広報あげお』の「まちかど特派員だより」(年2回、12・13ページ参照)の記事作成

②地域の話題・行事などの情報提供

③まちかど特派員会議への出席(年3回)

④広報誌取材協力

▶謝礼金 1万2000円以内

▶申し込み はがきかファクスまたはメールに住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、職業、電話・ファクス番号、市内居住期間、応募の動機(簡潔に)を記入して、2月15日(火)まで(必着)に広報課(〒362-8501本町3-1-1)へ

2月6日開催

拉致問題講演会

～一日も早い解決のために～

⇒社会福祉課 (TEL775-5118・FAX776-8872)

北朝鮮による拉致問題は、国としての大きな課題であり、本市でも問題解決の後押しをしていく必要があります。そこで、拉致問題の理解をより深めるため、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表の飯塚繁雄さんと飯塚耕一郎さんによる講演会を開催します。

▶とき 2月6日(日)午前10時～11時30分

▶ところ 文化センター大ホール

▶内容 ①コーラスグループ「歌声広場」による合唱②飯塚繁雄さん(写真)と飯塚耕一郎さんの講演③アニメ『めぐみ』の上映など

▶定員 1050人(先着順)

▶入場料 無料

▶申し込み 当日、直接会場へ

※駐車場に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。



飯塚 繁雄さん

【プロフィール】

いづか・しげお

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表。拉致被害者・田口八重子さんの兄。著書に『妹よ ～北朝鮮に拉致された八重子救出をめざして～』(日本テレビ放送網株式会社)

尾瀬の郷 群馬県片品村のレジャー施設(スキー場)の優待利用

⇒市観光協会 (TEL775-5917・FAX775-5024)

市観光協会(会長/島村市長)は、群馬県片品村観光協会(会長/千明金造片品村長)と「片品村宿泊施設等の利用に関する協定」を結んでいます。

レジャー施設として、今シーズンのスキー場の1日フリーパスの優待施設をご案内します。

▶利用施設 かたしな高原、スノーパーク尾瀬戸倉、武尊牧場、スノーパル・オグナほたか、サエラスキーリゾート尾瀬、丸沼高原

▶利用期間 1月4日(火)から各施設営業終了日まで

▶利用方法 市観光協会(谷津2-1-50プラザ22内)窓口で発行する「レジャー施設優待券」を、利用当日に提示して利用する

※利用できる宿泊施設、レジャー施設、割引料金は、市観光協会(月・火・水・金曜日午前9時～午後4時)にお問い合わせください。市観光協会のホームページ(<http://www.ageo-kankou.com/>)でも閲覧できます。

老齢(基礎・厚生)年金などを受給している人に、1月下旬に日本年金機構から源泉徴収票が郵送されます(障害・遺族年金は非課税のため郵送されません)。

源泉徴収票には、昨年の年金支払総額、源泉徴収税額、扶養控除などの内容が記載されていて、確定申告や、市・県民税の申告をする際に必要になりますので、大切に保管してください。

※源泉徴収票を紛失して再交付を希望する場合は、

これまで市民サービスの 일환として、誰でも土地・家屋台帳の閲覧ができましたが、土地・家屋所有者の個人情報保護のため、4月1日(金)から、この閲覧制度を廃止します。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

年金受給者に 源泉徴収票を郵送

保険年金課 TEL775-51137
FAX775-98827

土地・家屋台帳閲覧 制度の廃止

資産税課 TEL775-66449
FAX775-98846

望する場合は、2月になっても届かない場合は、**ねんきんダイヤル**(TEL0570-05-1165)、または**大宮年金事務所**(TEL652-4725)にお問い合わせください。